

人間性尊重経済人連盟 規約

(名称)

第1条 本会は、人間性尊重経済人連盟と称する。

(目的)

第2条 本会は、心身ともに健康な経済人の再生と、忠恕あふれる経済社会の実現のため、創造的に活動することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を認定NPO日本再生プログラム推進フォーラム事務局内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人間性尊重経済の実現に関わる普及啓発・広報・情報発信
- (2) 人間性尊重経済の実現に向けた調査・研究及び手法の開発・構築
- (3) 行政ほか関係機関に対する提言、要望および陳情
- (4) 人間性尊重経済に関わる会員相互の情報交流・共有
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な取り組み

(会員等)

第5条 本会は次の会員等により構成する。

- (1) 正会員：アナログ、デジタル、いずれの方式で、「私は人間性を尊重して経済活動を行うことを誓います」という宣言に賛同して署名した団体・法人または個人
- (2) 賛助会員：本会の目的に賛同する法人・団体または個人であって、第11条に定める運営委員会で承認され、別途定める賛助会費を収めたもの

(役員)

第5条 本会は、役員として会長1名、監事1名以上を置く。役員は総会の議決により選任する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により改選期以前に選任された役員任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員職務および権限)

第7条 役員職務および権限は以下の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、本会の業務を総理する。
- (2) 監事は、職務執行を監査し、監査報告を作成する。また、第11条に定める運営委員会および第16条に定める事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務および会計の状況について調査することができる。

(総会招集)

第8条 総会は会長が招集し、会長が議長となる。

(総会議決)

第9条 総会における議決権は各正会員1票とし、出席正会員および代理人、委任状による出席の過半数をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを議決する。

(総会の決議事項)

第10条 総会の決議事項は以下のとおりとする。

- (1) 本会運営の基本方針に関する事
- (2) 規約の制定、変更
- (3) 役員を選任および解任
- (4) 事業計画、事業報告の承認
- (5) 決算の承認
- (6) その他、本会運営に関する事項

(運営委員会)

第11条 本会は、業務の執行を審議するために運営委員会を置く。会長が委嘱した運営委員をもって運営委員会を構成する。運営委員会委員長は会長が任命する。

(運営委員の任期)

第12条 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠による委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(運営委員会の招集と成立)

第13条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集し、運営委員長はその議長となる。

(運営委員会の決議事項)

第14条 運営委員会は、本会の業務執行に関する事項を審議する。また、総会付議事項は、原則として運営委員会の承認を受けるものとする。

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は簡易な事項については、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、認定NPO日本再生プログラム推進フォーラム内に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第17条 本会の経費は、認定NPO日本再生プログラム推進フォーラムからの拠出、寄付金その他をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。ただし、本会を設立した日の属する会計年度は、本会を設立した日から平成30年9月30日までとする。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規約は、平成29年12月18日から施行する。